

一般社団法人遊技産業健全化推進機構 遊技機性能調査実施規程

(目的)

第1条 この規程は、立入検査実施要綱第6条第7項に定められた遊技機性能調査を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(遊技機性能調査の対象)

第2条 遊技機性能調査の対象店舗は、現に誓約書を提出しているぱちんこ許可営業所とする。

2 前項の遊技機性能調査の対象店舗の選定、必要性の判断は、警察庁並びに各都道府県警察の担当部署（以下、「主管行政庁など」という。）からの要請を除き、機構検査部が行なった立入検査の結果及び機構に提供された各種情報等から総合的、客観的、合理的に判断するものとし、検査部において検討し、決定する。

(遊技機性能調査の方法)

第3条 遊技機性能調査において検査要員は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 遊技機性能調査を実施する際は、事前に専務理事の許可を得るものとする。
- (2) 他の遊技客と同様に当該営業所において実費を支払って玉、メダルを借りて遊技し、その遊技データを収集するものとする。
- (3) 遊技機性能調査終了後の獲得した玉、メダルは景品交換するものとする。
- (4) 収集する主な遊技データは以下の通りとする。

【ぱちんこ遊技機】(ぱちんこ遊技機性能調査結果報告書 別記様式第101号で指定)

- ①大当たり履歴の変遷（確率変動大当たりの連続性等）
- ②確率変動大当たりと通常大当たりとの比率
- ③一般入賞口及び中央入賞口（スタートチャッカー等）への入賞状況等
- ④払出し個数の確認
- ⑤その他、必要とされるデータ

【回胴式遊技機】(回胴式遊技機性能調査結果報告書 別記様式第102号で指定)

- ①大当たり履歴の変遷（大当たりの連続性）
- ②リプレイ、小役の確率（ベース値の確認）
- ③払出しメダル枚数の確認
- ④その他、必要とされるデータ

(遊技機性能調査の結果の取扱い)

- 第4条 検査要員は遊技機性能調査の結果を「ぱちんこ遊技機性能調査結果報告書（別記様式第101号）」及び「回胴式遊技機性能調査結果報告書（別記様式第102号）」にまとめて検査部に報告するものとする。
- 2 主管行政庁などから要請のあった本調査結果については、速やかに主管行政庁などに提供するものとする。
 - 3 先立つ立入検査の結果を補完するための本遊技機性能調査結果については、不正改造の可能性が強いと判断した場合には、先立つ立入検査の結果を添えて、主管行政庁などに通報するものとする。
 - 4 機構に提供された各種情報等と照らし合わせ実施した本遊技機性能調査結果について、不正改造の可能性が強いと判断した場合には、機構に提供された各種情報等に当該遊技機性能調査結果報告書を添えて、主管行政庁などに通報するものとする。
 - 5 「ぱちんこ遊技機性能調査結果報告書」及び「回胴式遊技機性能調査結果報告書」には、必要に応じて他の調査データも添付することができるものとする。

(関係者への情報提供)

- 第5条 検査部は、遊技機性能調査の結果について、関係団体及びぱちんこ許可営業者等から照会を受けたときは、可能な範囲で当該情報について提供できるものとする。

(秘密の保持)

- 第6条 検査要員は遊技機性能調査を行った結果等について、知り得た情報を他に漏らしはならない。

(その他)

- 第7条 その他、この規程に定めのない事項は、専務理事が定める。

附 則

この規程は平成27年5月13日から施行する。